公益社団法人日本口腔インプラント学会 慶弔規程

平成22年11月11日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会(以下、「本会」という。) に多大の功績をもたらした者の慶弔に関する基準を定め、業務の円滑な運営に資す ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 前条に規定する「多大の功績をもたらした者」とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 名誉会員
 - (2) 学会特别功労賞授賞者
 - (3) 学会特別賞受賞者
 - (4) 本会理事長経験者
 - (5) その他理事長が認める者

(慶事)

- 第3条 本会に多大の功績をもたらした者の慶事に際しては、祝意を表することができる。
 - 2 各支部、関連学会、関連学会役員等の慶事に際しては、祝意を表することができる。
 - 3 祝意は、祝儀及び祝電とする。
 - 4 その他、理事長が必要と認めた場合は、その都度対応する。

(弔事)

- 第4条 本会に多大の功績をもたらした者の逝去に際しては、次の各号に掲げる弔意を表 することができる。
 - (1) 通常総会時の黙祷
 - (2) 弔電、生花及び香典
 - (3) 本会学会誌への追悼文の掲載
 - 2 その他、理事長が必要と認めた場合は、その都度対応する。

(執行)

- 第5条 慶事及び弔事は、会員等からの通知に基づくものとする。
 - 2 執行に際して必要があれば、理事長又は代表者が直接祝意又は弔意を表することができる。その際の交通費、宿泊費等は、旅費規程にしたがって支給する。
 - 3 慶事及び弔事を行った場合は、理事会で報告するものとする。

(祝儀及び香典)

- 第6条 祝儀及び香典は、一般社会通念上の額とする。
 - 2 慶事及び弔事に関わる支出は、予備費から行う。

(補則)

第7条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

- 1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年9月23日に一部改正し、同日から施行する。

参考

旧社団法人規程 平成17年8月15日制定及び施行